



みらいのまなび共創会議

ICT CONNECT 21

Collaborative Open Network for New Educational Concepts with Technologies

学習資源利活用促進SWG 活動報告と活動予定

2018/6/22

SWGリーダー

芳賀高洋

2017年度のSWG

2016年度までは年に6回程度会合等を開くなど活発に活動していた

2017年度はメンバーの共著による日本デジタル教科書学会での発表

→ 著作権法改正に向けての文化審議会報告書等に関する研究

これ以外はとくに活動はなく、**動向を注視**

教育の情報化と質的向上を目的とした 著作権法等の一部改正

- 5月25日に著作権法の一部の改正が公布（第35条等）
→権利制限の拡大、補償金制度の新設
- 6月1日に学校教育法の一部、著作権法の一部の改正が公布
→いわゆるデジタル教科書

第35条第一項 権利制限

- (既存) 授業における著作物コピー
- (追加) 著作物の公衆送信
- (追加) 公の伝達

第35条第二項 補償金制度

(新設) 教員や児童生徒らがデジタル化した著作物の公衆送信をする場合には、

著作権者（指定管理団体に）に教育機関の設置者が補償金を支払う

(例) 新聞記事をデジタル化教材化してサーバに保存し、ネットで生徒が閲覧

第35条三項 同時の公衆送信等（旧第二項に類する）

同時の公衆送信は補償金支払いの対象外

3つの柱による教育の情報化促進

1. 権利制限規定の拡大
2. 補償金制度の新設
3. ライセンス体制の整備

課題と本SWGの今後の活動

デジタル教科書の動向を注意しつつ、

【課題1】 どのケースが第35条に該当するか、しないか

→ 交通整理となるガイドラインが策定される見込み

【課題2】 補償金制度がうまくいくかどうか、形骸化しないか

→ まずは指定管理団体、教育機関の設置者団体など組織づくりがカギ

【課題3】 ライセンス契約の条件が双方納得いくものとなるか

【課題4】 教員、児童生徒の著作権意識

【活動】

- 教育の情報化を促進する視点から、各種提案
- 教育関係者の補償金制度等に対する理解を促進する（**教員向けセミナー等**）
- **著作権者（指定管理団体）と教育関係者の「善き関係」を構築するためのイベント等**
- 新しい著作権学習の実践と提案